令和2年第4回定例会 一般質問(原田剛議員) 【速報版】

く文書質問>

[通告内容]併用方式、60分

- 1 新型コロナウイルス感染症について
- 2 道路における交通規制について
- 3 後期高齢者医療制度について
- 4 ふっさっ子の広場について

〇17番(原田剛君) それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。 今回は、1、新型コロナウイルス感染症について、2、道路における交通規制について、3、後期高齢者医療制度について、4、ふっさっ子の広場について、4項目について60分、併用方式でお聞きしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

第1項目、新型コロナウイルス感染症について。

新型コロナウイルスの世界の感染者は、12月1日現在、累計で6295万人、死者は146万人に上っています。米国では、感染者数が1342万人を超え、なお増加傾向が続いています。

11月には、東京都でも1日当たりの感染者数が、500人を越える日もあり、27日の東京都の新規感染者数は570人で、28日は561人となり、11月に入り過去最多数を更新しています。そして30日には、東京都において人工呼吸管理またはECMOを使用している重症患者数も70人となっています。

また、全国的にも北海道や首都圏、関西圏、中部圏を中心に顕著な増加が見られています。東京、大阪、愛知の3大都市圏などで感染の広がりが目立ち、この3都府県に北海道などを加えた8都道府県で11月は過去最多となりました。このように急速に感染拡大が見られており、このままの状況が続けば、医療提供体制と公衆衛生体制に重大な影響を生じるおそれがあると言われています。

新型コロナウイルス感染症、第3波とも言われていますが、市としてどのような状況か、また新型インフルエンザ等対策本部会議でどのように対応しているのか伺います。

第2項目、道路における交通規制について。

福生市内においても一方通行や速度に関する規制があります。道路幅が広くても一方通行になっているところや逆にすれ違いが大変なところでも双方向になっている道路もあります。

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は 交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき は、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交 通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制を実施する ことができると道路交通法第4条第1項にあります。 また、公安委員会が交通規制を行うことができるのは、道路における危険の防止、 交通の安全と円滑、交通公害その他の道路の交通に起因する障害の防止とあります。 道路における交通規制について、具体的な目的とどのような手順を踏んで行われるの か伺います。

第3項目、後期高齢者医療制度について。

ある高齢者の方が区市町村を超えて特養や有料老人ホームなどに入所する場合、その方は入所先の自治体へ住民票を移動します。

施設所在地の自治体が、転入者を受け入れ、住民票の移動とともに、介護保険も転入先で負担することになると、高齢者施設が多い自治体では大変な財政負担となります。この財政負担を是正するため、住所地特例が設けられております。

つまり、介護保険や国民健康保険また旧老人保健においては、その方が今まで住ま われて、元居住していた自治体が、その方の介護保険等の費用を負担しています。

ところが、後期高齢者医療制度は、広域連合が運営しており、区市町村間の移動については、住所地特例が適用されていません。つまり、転入者を受け入れた自治体が負担するようになっています。

御案内のとおり、この西多摩地域は高齢者の特養や有料老人ホームなどの施設が多く、23区をはじめ他の自治体から多くの方を受け入れている状況です。そのため入所者が病院にかかると転入者を受け入れた自治体が、医療費を負担しなければなりません。

一方で、福生市からも他のあきる野市や青梅市などの施設に入所されている方もいますが、この転入転出の状況から、自治体によって医療費の負担が大きく異なる状況にあります。転入者が多いと負担が多い状況となります。特に、財政規模が比較的小さい市町村にとっては住所地特例がないことによる負担分の増加が大きな負担・課題となっています。

福生においても、他の自治体から転入されてきていると思われますが、福生市の現 状についてどのように把握されているか伺います。

第4項目、ふっさっ子の広場について。

ふっさっ子の広場事業において、令和2年4月より、全小学校7校が業務委託されました。

福生市が行っていた事業を業務委託するに当たり、今まで議会でも「民間事業者の力や経験を得ながら課題解決とより魅力ある広場の運営を実施してまいります。」との答弁や「開設以来、約10年が経過し来室児童数の増加、様々な特性を持った児童の増加などにより、指導員への負担も増加とともに、十分な見守りができない状況もある」との答弁をいただいています。

そのように、様々な特性を持った児童への対応には、より高度な専門性が必要であることや、指導員の人材確保が難しいことなど、運営上の様々な課題があるとのことから、業務委託を開始しました。

令和2年度から二つの事業者が参入し、1事業者は1校、もう1事業者は残りの 6校を委託されています。委託後のふっさっ子の広場の状況について伺います。

〇市長(加藤育男君) 原田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1項目めの新型コロナウイルス感染症についてでございます。

新型コロナウイルス感染症でございますが、ここで再び全国的に感染が拡大しており、 市といたしましても令和2年度においては、様々な感染症対策を講じてまいりました ことは、他の議員にも答弁させていただきました。

東京都におきましては、11月28日から12月17日までの20日間、酒類の提供を行う飲食店への営業時間の短縮の要請や、不要不急の外出を控え、外出する場合には感染予防、感染対策を万全にするよう都民への呼びかけを行っております。

市民の皆様にも、新しい生活様式を取り入れながら、感染拡大防止に御協力いただいているところでございます。

しかしながら、緊急事態宣言が発令された頃とは違い、社会経済活動も再開し、感染の機会も増加し、残念ながら市におきましても、11月に入り感染者が増加の一途をたどっており、12月2日現在では累計感染者数は75名となっておりまして、現在も療養中の方がいらっしゃるとのことでございます。

また、感染者の増加に伴い、濃厚接触者の範囲や数も広がり、感染経路が不明であるケースも増えているようでございます。

市におきましては、新型インフルエンザ等対策本部会議により、国や東京都の状況 や感染拡大状況などを確認しつつ、市の対策方針を定めるほか、市職員等が感染した 場合の公共施設の対応方針、また、市が主催するイベント等に関する取扱方針等を定 め、この方針に従い対応しているところでございます。

市内での感染者が発生いたしますと、年齢や属性によっては市民生活への影響が大きくなることもございますことから、対応策についてはその都度検討しているところでございます。

先日、議員にもお知らせいたしましたが、市内でも児童や市職員の感染が確認されたところでございます。市の対応といたしましては、保健所の助言をいただきながら、市長部局だけでなく教育委員会や教育関係機関等とも連携し、学校等の臨時休業や、庁舎・校舎の消毒を行うなど細心の注意を払い、さらなる感染拡大防止に努めたところでございます。

市といたしましては、常に感染の状況に応じた早急で適切な対処が重要であります ことから、本部会議でしっかりと協議し、市の方針に沿って対応してまいります。

また、引き続き感染予防対策を講じるとともに、市民の皆様へは、広報・ホームページ・情報メール等により、感染拡大に関する新しい情報の周知や注意喚起を行ってまいります。

2項目めの道路における交通規制についてでございます。

初めに、道路における交通規制は、「交通事故等の危険防止」、「道路を通行する者が、安心かつスムーズに移動できるような道路交通環境の確保」、「車の走行に伴い発生する大気汚染、騒音及び振動により人の健康又は住民の生活環境に生ずる被害防止」の3つの目的を達成するために行われます。

次に、交通規制する際の手順等につきまして福生警察署に確認いたしましたところ、 道路における交通規制をするには、道路幅員だけではなく、その道路の周辺状況及び 利用状況などを勘案し規制していくとのことでございました。

例えば、道路の新設・改良や、重大な事故が発生し警察の判断で道路における交通 規制の必要が生じた場合には、事前に地元の町会長や自治会長、周辺住民に周知を図ったのち、交通規制していくとのことでございました。

また、スクールゾーンの設置や、一方通行の交通規制につきましては、特に沿道住 民の方々に不便を来すことがございますため、当該地域の町会やPTAからの要望書 が警察署に提出された場合に、規制に関する検討に着手するとのことでございました。

いずれの場合にいたしましても、福生警察署と警視庁本庁の交通規制の担当者が現地で実地踏査を行うとのことで、例えば、一方通行の規制の場合には、迂回路が確保できるかなど周辺状況等を調査いたします。

調査の結果、規制が具体的に可能と判断できた場合には、警視庁本庁に上申し、東京都公安委員会の決定をいただくことになるとのことでございました。

3項目めの後期高齢者医療制度についてでございます。

国民健康保険、介護保険制度におきましては、特別養護老人ホームなどの施設所在 地の財政負担を是正するため、住所地特例により、転出元の自治体が費用を負担して おります。

しかしながら、後期高齢者医療制度は、後期高齢者医療広域連合が運営しているため、広域連合をまたぐ移動の場合には住所地特例が適用されておりますが、広域連合内の自治体間の移動については、住所地特例が適用されていないことから、施設が多く所在する自治体の財政負担が課題となっております。

東京都の広域連合内におきましては施設整備に地域による偏りがあり、特に西多摩地域に多く整備され、福生市におきましても、複数の施設があることから、他の自治体の被保険者を多く受け入れている状況でございます。

被保険者の施設への移動状況につきましては、令和2年度に、広域連合が都内の施設入所者数の調査を行っており、その調査結果によりますと、令和2年4月1日時点で、市内の施設への都内の他の自治体からの転入者数は318人、市から都内の他の自治体の施設への転出者数は105人で、213人の転入超過という状況になっております。

また、市の転入超過による財政負担相当額は、広域連合から、約1300万円と示されております。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えをさせていただきます。 以上で、原田議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○教育長(川越孝洋君) 原田議員の御質問にお答えをいたします。

ふっさっ子の広場につきましては、文部科学省の放課後子ども教室推進事業の補助制度を活用しながら、福生の子供たちの健全育成を担う場所として、また子供たちが放課後などに、異年齢の子供たちとの交流や、様々な文化の体験などを通して、子供

たちの自主性や社会性、協調性を育成することを目的に創設したものです。

平成19年10月の福生第六小学校を皮切りに、平成21年6月には市内全小学校に開設となりました。

各広場では、子供の協調性や創造性を育成するよう取り組んできており、子供たち自身で季節のイベントへの参加や、広場での過ごし方を決めるよう、子供たちの自主性も尊重していますことから、子供たちや保護者にとって、魅力ある広場であるとともに、多くの市民の方々にサポーターとして、伝統文化体験やスポーツ活動、学習補助等の支援、協力をしていただいております。

地域の方々による継続的な活動支援の場として、生涯学習活動の場として、広くふっさっ子の広場が様々な方々の活躍の場としても、周知されていると考えているところでございます。

しかしながら、開設以来10年以上がたち、ふっさっ子の広場は福生の子供たちの 健全育成を担う場所としてよりも、子供たちの安全安心な居場所としての要素が大き く求められるようになりました。

年々広場の利用者が増加していること、子供や保護者のニーズが多様化、複雑化していること、子供に対する専門性の高い指導員の人材確保など、様々な課題が増えてきたことから、民間事業者の経験を得ながら、より魅力ある広場運営を目指すことを目的に令和2年4月より、市内小学校全7校にて業務委託を開始いたしました。

まず、福生第一小学校から福生第六小学校までのふっさっ子の広場事業につきましては、同一事業者に委託をしております。6か所の広場を同時に運営していることから、互いの広場を柔軟にフォローし、施設長の研修など各種の研修を実施することで、育成に関する指導員の研さんやスキルアップに努めております。

また、毎月の統括会議により、情報の共有や意思の疎通を図ると同時に、広場での意見箱の設置など、利用者ニーズの把握や安全に関する環境整備に努めております。

次に福生第七小学校についてでございますが、これまで市では、国から示されました「放課後子ども総合プラン」に基づき、平成27年度から学童担当の子ども育成課と協力・連携し、ふっさっ子の広場・学童クラブ両事業でプランが示す一体型を進めてまいりました。

そのため、委託事業についても一体型のモデルケースとして、一つの事業者による 両事業の一体型運営を試験的に実施してみることとし、まずは福生第七小学校を一体 型モデル事業として、両事業を同一事業者に運営を委託いたしました。

この第七小学校のモデル事業におきましては、ふっさっ子の広場と学童クラブとの 円滑な運営を図るため、両事業を兼任した事業統括が現場に常駐いたしております。 コロナ禍におきましても、必要な対策を取った上で、事業者グループ全体で実施する 「ぬりえコンテスト」や工作等の合同イベントを定期的に行っており、魅力のある広 場運営を進めております。

市といたしましても、広場を運営する両事業者との綿密な情報共有等を図り、より 安心で安全な広場の運営を目指しているところでございます。

以上で、原田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○17番(原田剛君) 答弁ありがとうございます。

第1項目、新型コロナウイルス感染症について。

福生市における感染状況、また新型インフルエンザ等対策本部会議の対応について、 承知いたしました。よく分かりました。

答弁の中で、感染者の増加に伴い、濃厚接触者の範囲や数も広がり、感染経路が不明であるケースも増えている答弁がありました。また、広報・ホームページ・情報メール等により、感染拡大に関する新しい情報の周知や注意喚起を行ってまいりますとありました。福生市内の新型コロナウイルス感染症患者の発生状況がホームページで公開されています。

その中で、他市はどのような状況かと比較するわけです。福生市のホームページでは、新たに発生した患者数、年代、累計患者数。また、療養中の方が何人いて、療養 先調整中の方が何人、その日現在で罹患している方が何人いると見て取れます。

他市を見ますと、これに加えて性別、接触歴等があります。つまり、接触歴あり、 海外渡航歴あり、接触歴・渡航歴なしということで、濃厚接触者で増えているのか、 感染経路が不明で増えているのかがわかるわけです。

また、療養についても入院中、宿泊療養中、自宅療養中、療養先調整中と福生市より細かく状況が分かります。

過去から載せるとなると大変かと思います。せめて他市が公表している情報を 12月からでも、ホームページに掲載していただけないでしょうか、伺います。

○福祉保健部参事(瀬谷次子君) 感染者の公表については、福生市新型インフルエンザ等対策本部において決定した「福生市新型コロナウイルス感染症発生時公表方針について」に基づいて行っており、感染者のプライバシーを保護するとともに、濃厚接触の状況や感染拡大のリスクなどを総合的に考慮し、個別に検討し判断するものとしております。今後の公表内容につきましても、福生市新型インフルエンザ等対策本部会議において検討してまいります。

〇17番(原田剛君) 西多摩の他市と比較すると、福生ももう少し情報を載せてもよいのではないかと感じます。他市でも感染者のプライバシーを保護しつつ行っていると思いますので、検討のほどどうぞよろしくお願いいたします。

第2項目、道路における交通規制について。

道路における交通規制については、道路を通行する者が、安心かつスムーズに移動できるような道路交通環境を確保するための規制がある一方、道路における交通事故等の危険を防止するため、また車の走行に伴い発生する大気汚染、騒音及び振動により人の健康又は住民の生活環境に生ずる被害を防止するため規制があるとのことです。具体的なお話をさせていただきます。

多摩橋から左折し、中央体育館の裏側から桜並木を通り、永田橋の東詰に抜けることができる道路があります。信号機を4つ回避でき、抜け道となっているため、スピ

ードも出して行く車両もあります。福生中央体育館裏を進入禁止にすることで、抜け道を回避することができます。何とか進入禁止にならないかと地元から要望いただいていましたが、これについては答弁で「当該地域の町会やPTAの皆様などに取りまとめていただいた要望書を警察署に提出していただくことで、規制に関する検討に着手する」とありましたので、そのような理解で、承知いたしました。

また、永田橋の東詰から、永田クラブ前をとおり田村酒造場前を通り、宮本橋に抜ける宿通りですが、狭い道路にもかかわらず、やはり信号機を4つ回避できるため、ここも抜け道となっています。特にこの道路は、朝はスクールゾーンとなっていますが、それ以外の時間帯では通り抜けできるため、速度20キロメートル制限にもかかわらず、対向車を避けるため早く抜けようとスピードを出します。

以前、「居住者以外進入禁止」などの規制も見かけたことはありましたが、この永 田橋の東詰から田村酒造場前まで、居住者以外進入禁止など規制はできないか伺いま す。

○総務部長(小川裕司君) 福生警察署交通課に確認いたしましたところ、車両通行禁止の「居住者用車両を除く」は、昭和52年から始まった住宅街等の通り抜け対策の規制でございますが、取り締まりの実態に合わない規制として、平成26年に正式に「警視庁管内では新設をしない」という方針が警視庁本部で定められたとのことでございます。そのことから、新設していないとのことでございました。

〇17番(原田剛君) 居住者以外が通行できない車両通行禁止の「居住者用車両を除く」については、現在新設していない。平成26年に正式に「警視庁管内では新設をしない」という方針が警視庁本部より定められたとの答弁です。

そのような状況であると承知いたしました。

しかしながら、地元住民としては、永田クラブの付近から羽村に向かって直線道路となるところ、また反対に宮本橋から田村酒造場前にいたる、下り坂から直線になるところは、スピードを出すので、危険だと思っています。もう少し、速度20キロメートルであることがドライバーに認識できるように、標識や路面標示など増やせるよう要望いたします。

第3項目、後期高齢者医療制度について。

令和2年4月1日時点で、福生市の施設への都内の他の自治体からの転入者数は318人、福生市から他の都内の自治体の施設への転出者数は105人で、213人の転入超過という状況で、福生市の転入超過による財政負担相当額は、後期高齢者医療広域連合から、約1300万円と示されているとの答弁でございます。

これは、東京都でも西多摩地域に介護施設が多いという状況のため、このような負担となっています。広域連合でもこの不均衡を認識されていますが、この不均衡に対して、どのように調査し、どのような財政支援を行おうとしているか伺います。

○市民部長(内野久君) 再質問にお答えいたします。

東京都後期高齢者医療広域連合による調査でございますが、広域連合では、都内62区市町村について、住所地特例に関わる施設入所者の移動状況及びそのことによる医療費への影響額の調査を行っております。

次に財政支援の動きについてでございますが、東京都広域連合独自の財政調整の仕組みを、平成28年度より住所地特例に関する協議会幹事会で協議してきておりました。この協議会幹事会において、広域連合内の区市町村間の医療給付費による財政調整や条例改正による対応案など様々な協議を行ってきましたが結論には至っておりませんでした。この度、令和2年10月27日に開催された第15回協議会幹事会において、特別調整交付金のうち保険者インセティブ分を活用する案で合意されたことから、令和2年11月25日に開催された広域連合議会に補正予算案が上程され承認されました。このことにより、令和2年度におきまして、保険者インセンティブ分の一部を活用する補助金の配分を実施することが決定いたしました。

なお、保険者インセンティブ分とは、予防、健康づくりなどの保健事業などの取組 に対して、国が後期高齢者医療広域連合に交付するものでございます。

また、福生市には、住所地特例に係る施設偏在分を含めまして、約890万円が上限として配分される見込みとなっております。

○17番(原田剛君) 特別調整交付金のうち保険者インセティブ分を活用する案で合意され、令和2年度において、保険者インセンティブ分の一部を活用する補助金の配分を実施するとのことです。保険者インセンティブ分につきましては、予防、健康づくりなどの保健事業などの取組に対して、国が後期高齢者医療広域連合に交付するとの答弁がありました。

福生市には、住所地特例に係る施設偏在分を含めまして、約890万円を上限として配分される見込みとの答弁ですが、この内訳についてお伺いします。特に、施設偏在分としての金額は分かりますか。

〇市民部長(内野久君) 再々質問にお答えいたします。

保険者インセンティブ分を活用した補助金の内訳でございますが、広域連合より、 保健事業等の取組分として、約270万円、住所地特例に関わる施設偏在分として、 約620万円が福生市への配分見込み額として示されております。

○17番(原田剛君) 承知いたしました。福生市の転入超過による財政負担相当額は、約1300万円と示されていて、保険者インセティブ分の中で、住所地特例に係る施設偏在分については、約620万円とのことです。約半分の680万円負担していることになります。

介護保険や国民健康保険また旧老人保健においては、住所地特例があり、後期高齢 者医療制度では、住所地特例がない。不思議な問題です。

西多摩の他の市町村でも同様にこのような課題があるということです。やはり高齢 になるほど医療費がかかるわけですので、財政負担を考えると福生市からも、しっか り東京都へも要望いただきたいし、公明党としても、東京都、国へ要望していきたい と思います。

第4項目、ふっさっ子の広場について。

福生第七小学校については見学させていただき、ふっさっ子の広場・学童クラブ両事業の一体型が円滑に運営され、事業統括が現場にいることで、4月、5月のコロナ禍における人員配置など、きめ細やかに行われていると感じました。

福生第一小学校から福生第六小学校までのふっさっ子の広場の事業者については、市民の方から様々情報が入ってきました。当初委託に当たって、指導員たちへの説明会では、答弁にあったように、来室児童数の増加、様々な特性を持った児童の増加などに対応するため、より高度な専門性が必要とする指導員の人材配置なども説明されていたとのことでした。ところが、ほとんどのふっさっ子の広場で、指導員は3名。発達などに対応する指導員はなし。広場の教室内、校庭、保護者からの電話対応、また低学年のお子さんなどがお漏らしした場合など対応できない、子供たちを安全に見ることができないと情報をいただいていました。

委託事業者へ増員のお願いをしても、対応いただけないとのことから、福生の子供たちの安全が保てないことは危険なことですし、現場の情報に対応しない事業者はよくないとのことで担当課へ要望していたところです。その後人員配置について、どのような対応が図られ安全に運営されているかどうか伺います。

〇教育部長(中岡保彦君) 原田議員の再質問についてお答えいたします。

ふっさっ子の広場は、通常は平日午後に開室をいたしておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため市内小学校が臨時休業となった3月中は、平日の午前中も臨時に広場を開室する「拡大開室」を実施し、保護者の方にも安心していただけるよう、感染症の対策を実施しながら、子供たちの居場所の確保を行いました。

4月以降は福生第一小学校から福生第六小学校の6か所の広場を運営する事業者と、 第七小学校のみを運営する2事業者に委託をいたしましたが、広場の緊急の体制に協力いただき、「拡大開室」を引き続き実施していただきました。

多摩地区でも放課後子ども教室、学童クラブ等の多くで、自ら子供を持つ指導員の 勤務が難しいため、人員の確保ができず、26市の中でも放課後子ども教室を開室で きたのは、福生市、調布市、稲城市で、学童保育を実施した上で、保護者の方の負担 軽減を図るため、広場の「拡大開室」を実施したのは、福生市のみでございました。 特に、福生第一小学校から福生第六小学校までを担当する事業者は、コロナ禍の社会 情勢の中、市内7校のうち6校を運営していることもあり、指導員の確保や体調管理、 安全の担保など苦慮している実態があったものと思われます。コロナウイルス感染症 拡大は、これまで経験したことのない未曽有の事態であり、担当課といたしましても 広場の状況把握、情報共有に努め、事業者とも協議を行ってまいりました。その後、 夏休み以降は事業者も安定的な人員配置を迅速に進め、社会福祉士や保育士等、子供 の発達支援や細やかな育成に対応できる資格者1名を含む、4名の体制で広場の見守 りを実施いたしております。 広場では十分な感染症対策を実施した上で、これまでの10年来の広場運営を急激な変化を加えることなく安定的に引き継ぎ、地域ボランティアの活用やイベントの実施など、コロナ禍のなかでも従来からの広場運営を進められるよう、工夫をしながら運営を行っております。

なお、4月よりこれまでの間、全校の広場において、来室する児童またはその保護者から市への苦情等は1件も入っておらず、予期せぬコロナ禍においても、広場事業の委託への移行ができたと考えておりますが、今後も広場との情報共有や状況確認を進めてまいります。

〇17番(原田剛君) 指導員の人員配置は、子供たちの安全に関わる問題となりますので、子供の多様化や複雑化、発達などに対して、専門性の高い指導員の人材を確保することは大変かと思いますが、子供たちの安全は最優先ですので今後も広場の状況把握、情報共有に努め、事業者とも協議を行っていただき、適切に指導をお願いしたいと思います。

そこで、二つの事業者へ委託していますが、ふっさっ子の広場で使用する備品について、福生第七小学校の事業者については、各指導員同士で、連絡を取り合うトランシーバーを新しく購入され、夏場に熱中症対策のため壁掛けの扇風機を設置したり、消毒しやすいおもちゃ、そして人気漫画本「鬼滅の刃」全巻など購入されていました。また、9月からは、子供たちが入退室したときに保護者へメールが入るようなシステムも導入するとのことでした。もう一方の事業者は、市の直営で行われていたときよりも、備品や消耗品の購入については厳しいと伺いました。

同じ福生市の子供たちが利用する施設であり、大きな差がないように、公平に行っていただきたいと思います。どのように認識され、指導等行っているか伺います。

それから、コロナが感染拡大する中で、衛生用品についてですが、各ふっさっ子の 広場ではマスクなど持ってきていなければ、児童へマスクを支給しています。8月の 時点ですがお便りに、福生第一小学校から福生第六小学校については、マスクを忘れ て準備しているマスクを使った場合、次回自宅から持ってきて返却くださいと書かれ ていました。家族内感染を考えると家からマスクを持ってきて、戻すことは感染拡大 の危険性があります。衛生用品について、どのように指導されているか伺います。

○教育部長(中岡保彦君) 原田議員の再々質問についてお答えいたします。

福生第七小学校につきましては、ふっさっ子の広場と学童クラブの一体型モデル事業として、備品や消耗品など試験的な導入を行っております。今後はこれらの導入成果を鑑み、その他の広場運営にも有効かどうか、研究を行っていきたいと考えております。

また、ふっさっ子の広場では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのガイドラインを設けております。両事業者にはこのガイドラインに準じ、広場運営をお願いいたしております。

担当課といたしましては、これまでと同様に広場での子供たちの様子や、現場の状

況確認、情報の共有、そして指導やアドバイスも行ってまいりました。今後も両事業者との円滑な情報共有や連携を図り、子供たちにとっての安全で安心な広場の運営を 進めてまいりたいと考えております。

〇17番 (原田剛君)

令和2年度から二つの事業者に委託していて、事業者は違いますが、子供たちは同じ福生の子供であります。やはり備品についても、一つの事業者が色々購入し充実しているのに、もう一つの事業者は全く購入もないという状況はおかしいので、そのようなことがないようお願いします。また、答弁にありましたように、子供たちの様子や、現場の状況確認、情報の共有、しっかりと指導やアドバイスを今後ともお願いしたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。